



B館屋上から本館を臨む（夜景）



ビジネス法学科ジャーナル

[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL. (06) 6328-2431 (代表) E-mail .blic@osaka-ue.ac.jp

特集 **ビジネス法学科, 法律ディベートへ！！はたして成果は！？**

ビジネス法学科は今年度、卒業生を輩出する完成年度を迎えます。その間、ビジネス法学科では、多岐にわたるイベントを開催してきました。ジャーナル第2号では、特集記事として2007年に開催されたビジネス法学科のイベントの一部を紹介したいと思います。

5大学法律討論会

12月8日（土）大阪経済大学（黒田ゼミ3回生）vs 慶応義塾大学 vs 同志社女子大学 vs 近畿大学 vs 神戸学院大学との合同法律討論会が神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにて開催された。



問題はプロ野球選手の肖像権に関する紛争事案を検討するものであり、各大学のプレゼン→討論という流れで進められた。



法律討論会（北村ゼミ vs 黒田ゼミ）

大阪経済大学第1回学内法律討論会が開催される。本学ビジネス法学科2回生の北村ゼミと黒田ゼミの法律討論会が12月9日（日）に行われた。討論の議題は土地取引について（履行請求、損害



賠償請求、代償請求等）であった。

司会は黒田先生によって行われ、両ゼミ合わせて19名の学生が参加した。討論はとても白熱したものとなった。



模擬裁判

10月4日、福島区にある大阪高等検察庁にて、模擬裁判が開催された。

これは、平成21年5月までに始まる「裁判員制度」を知ってもらおうと開かれたもので、吉垣先生の率いる

ビジネス法学科の学生約30名が参加した。

また、7月には、学内にて開講科目である「模擬裁判」も行われている。



○ 編集後記	16
○ コンプライアンス	16
○ 民法テール	15
○ 大学院へチャレンジ	14
○ 100円か100万円か	13
○ ビジネス法研究会報告	12
○ 研究室訪問（栗城准教授）	11
○ 市役所で何するの?	10
○ から思うこと	9
○ あなたと読む最高裁（大審院）判例	8
○ ビジネス法学科一期生就職状況	7
○ 「モテること」と「学ぶこと」	7
○ その実証的考察	7
○ ゼミ紹介（黒田ゼミ）	6
○ 「経済刑法は六法のどこにあるの?」	6
○ その時私の歴史が動いた	5
○ グローバル・ルールの独禁法	4
○ 行為規範としての民法	3
○ 特集・イベント	1~2

その時 私の歴史が動いた

ずいぶんと、大げさなタイトルである。もちろん、謙虚な私のアイデアではないが、従順な私は、編集長に命ぜられるまま、この題で書くことにした。

学生を励ますような文章などともに書く資格がないことは十分承知しているが、学生時代を振り返ることで、皆さんに役立つ話も出てくるかも知れない。

さて、私は、民事訴訟手続について勉強している。これは、民事紛争を対象として、その解決のために裁判所で行われる手続であり、私人間の権利ないし法律関係を確定して紛争解決の基準を示すことを目的とするもの（狭義）であるが、そうやって確定された私人の権利を現実に実現するための民事執行手続、その準備段階といえる民事保全手続、そして多数の債権者の権利の実現を目指す集団的債務処理としての倒産手続も含まれる。本学は、「民事訴訟法」、「企業倒産法」、「模擬裁判」を開講し、私が担当させて頂いている。

何故、民事訴訟手続を学ぼうと考えたのか。これはゼミナール選択と関係する。ゼミ選択の基準は、まず、自分の勉強したい科目・テーマで選ぶ、次に、教授のゼミを、そして、新進気鋭の若手研究者のゼミを選ぶ、という方法があると思う。私の場合、第1で選ぶことは出来なかった。そこで、信頼できる先生に相談したところ、君には第3がよいだろうと言われ、その基準で選んだ。結果として、上記内容を勉強することになったが、自由闊達な議論の中で、その面白さに惹かれていった。ゼミでは、判例・学説を中心に学んだが、合宿や講演会の準備等を通じて、多くの友人にも恵まれた。卒業時、将来の不安を抱えながらも、大学院進学を決意したのは、ゼミ活動によるところが少なくない。

とはいえ、卒業後、大学教員を目指して勉強を続けることは、大きなリスクがともなう。「柀^{かんざん}檀は双葉より芳し」という表現がピッタリ当てはまる人たちがばかりがいる世界で、どのように生きていくか悩んだ。自白すると、指導教授の私に対する評価は、「率直に言って、外国語にしても、日本語の文章力にしても、法学一般にしても、基礎的な学力に乏しく、研究者として一人前に育てるには、かなり時間がかかるなというのも実感であった。そのせいもあって、院生には、しょっちゅう痲癩を起こしていた」（新堂幸司『司法改革の原点』有斐閣(2001)45頁）というものである。

ビジネス法学科 准教授
吉垣 実



このような私が、何故現職にあるのか、関心があろう。結論から言えば、まず、よい先生に恵まれたこと、次に、あきらめることなく自分なりに勉強したこと、そして、幸運であったためである。大学院時代は、自分なりに一生懸命勉強した。尊敬できる先生方のご指導の下、目標に向かって勉強できることが本当に嬉しかった。海外の研究者の報告を聞く機会が増えたことや、自分の論文テーマとは直接関係ない分野の先生から、様々なお話を伺うことも、大変勉強になった。

なんとか、学位論文を提出し、その審査途中、大阪経済大学経営学部の教員公募に接した。幸運にも面接に呼ばれ、そこで、会社関係訴訟の訴訟法的処理について書いた論文の一部を報告した。その後、採用担当の先生から採用決定の連絡を頂いた。その時、身震いした。まさに、わたくしの歴史が動いた瞬間であった。このときの感動に勝るものはない。この気持ちを忘れることなく、研究・教育に精進しようと思う。

紙幅も尽きた。言いたいことを強調しておこう。信頼できる先生の下で地道な勉強を続けよう。カッコ悪くてもよい。貪欲に学ぼう。そうすれば、歴史が動く瞬間が必ず来る。歴史は早く動かしておこう。親、恩師はいつか死ぬ。苦勞をかけながら、動いた歴史と一緒に見て喜んで貰えないのは、非常にづらい。さあ、着実な一歩を、一緒に踏み出そう。



ビジネス法研究会報告

ビジネス法議論のなかでわれわれは、「裁判規範として法を運用する能力の養成」と対比させながらビジネス法教育を「ビジネスや市民生活の中で行為規範として法を活用する能力の養成」と規定しましたが、われわれはその意味の深化と体系化を課題とし研究しています。報告は原則として実務家と教員が各1名担当します。第4回～第6回までの報告は以下の通りです。



▲第4回研究会



▲第5回研究会

第4回 2007年10月27日

報告1 酒井和彦氏（竹中工務店大阪本店総務部部長・法務担当）「建築工事瑕疵対応事例の紹介」

報告2 黒田尚樹氏（ビジネス法学科専任講師）「請負瑕疵担保責任における完成の意義」

第5回 2007年11月24日

報告1 家本 修 氏（経営情報学部教授）「不動産工学における不動産価値の位置づけ」

報告2 菊池浩史氏（財団法人住宅管理協会関西支部京都住宅管理センター業務第二課 課長）

「住宅管理の現場から～“まさか”に対応できる体力・胆力・知力～」

第6回 2007年12月22日（税法修士論文中間報告会）

報告者：高橋明子 酒井敏行 疋田顕 前田有太可 橋詰雄三 吉住百合子

中村仁一 植田朗裕 谷川盛彦 浅野直人 西井 理 上田修司

成瀬俊道 大坪英樹 （敬称略）



第6回研究会

10月のビジネス法研究会での報告のまとめ

裁判例によれば、「完成（最終工程完了）」は、民法634条以下に定められた請負瑕疵担保責任の要件に数えられている。そして、請負目的物に存する瑕疵は目的物が「未完成」と評価される場合には請負瑕疵担保責任ではなく一般債務不履行責任の適用下におかれる場合がある。このような枠組みのもとでは、請負人による一定程度の履行完了（つまり瑕疵があるとはいえ一応は完成させたという点）が評価されつつ、そうした不完全履行に適用される責任規範として請負瑕疵担保責任は把握されることとなる。つまり、請負瑕疵担保責任は一般債務不履行責任よりも軽減された責任内容を有するとの理解へ傾く。ところが、最高裁により引渡後の建替費用相当額の賠償が認められたことや（従来、民635条但書の解除制限規定があることから建替費用相当額の賠償は認められないと解されてきた）、補完的履行請求権（瑕疵修補請求権や代物給付請求権）に対する学説の理解が変化しつつあることから（たとえば、過分費用の瑕疵修補請求権を否定した民634条1項但書を一般的瑕疵修補請求権の理解に敷衍しようとするものがある）、両責任の範囲に関する広狭は存在しないことが明らかになりつつある。そうであれば、前述のような完成概念は請負瑕疵担保責任の諸相を精確に捉えるにはやや的外れなものとなっていると言って良い。近年、「瑕疵があつては、仕事は完成しない」との標語のもと、担保責任の適用契機を完成から受領に替え、これにより一般債務不履行責任との画定を図る議論がある（以下、受領学

説）。こうした受領学説によれば、両責任はいわば時的に区分される。なるほど、担保責任の適用基準が完成から受領に代替されることで、責任の存続期間という点で画一性が担保され、かつ、請負瑕疵担保責任の意義をその点に収斂させることが可能となる。しかしながら、翻って考えてみるに、その画一性は単に時的区分構成を採用したことの帰結に過ぎず、そして時的区分は受領概念の論理必然というわけではないだろう。わが国の学説が、完成概念を批判し、ドイツ法やフランス法のような受領概念への移行を説くとき、その代替の必要性が明確に提示されることはなかった。こうした事情の背景にはどのような理由が存在したのか。考えられる理由のひとつとして、完成概念と受領概念が責任規範という点のみから考察されてきたということも挙げることができる。たとえば、報酬債権の弁済期到来を基礎付けるのもまた完成概念や受領概念であるわけだが、ここでは完成と受領とで相違が見出し得るのではないかと、また「受領」と物の占有移転と関係する「引取」を区別すべきなのか。纏めれば、完成や受領の作用を機能的に考察するためには、契約規範としての意義を体系的に再検討する必要があるように思われるのである。そのような問題提起を行なった。



ビジネス法学科 講師
黒田 尚樹



100円か？100万円か？

～百円手形事件～



ビジネス法学科 教授
池島 真策

(1) どのような事件か？

もしあなたが、以下のようなビジネスシーンに遭遇したらどうしますか。Xが、Yに手形を振り出しました。手形に記載されている満期（支払があるべき日）になったので、YがXに手形の支払い呈示をしました。しかし、その手形には、約束手形の金額欄に文字で「**金壹百円也**」と記載があり、その右上段に算用数字で「**¥1,000,000-**」という記載がありました（100円の収入印紙も貼付されていました）。そこで、**100円**と**100万円**のどちらの金額が手形金額となるのかが争われました。さて、皆さんだったらどちらの金額が手形金額だと思いますか？

(2) 手形のルールである手形法は？

実務上は、手形金額の改ざん防止のため、金額欄と欄外に重複して金額を記載する場合があります。では、手形のルールである手形法ですが、6条1項は文字と数字で異なる金額が書かれている場合には文字で書かれている金額が優先するとし、2項では重複記載されているときは最小の金額が手形金額であるとしています（この条文は、手形法77条2項により、約束手形に準用されます）。

(3) 裁判所の判断は？

そこで、この事件に対して、各裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？第一審である**岐阜地方裁判所**（昭和56年12月10日）は、手形法6条1項により、手形金額は100円と判示しました。しかし、控訴審である**名古屋高等裁判所**（昭和57年7月29日）は、100円の手形は一般常識ではありえないし、「壹百円」は漢数字であり文字ではないこと、および誤記であることは明らかであるから金額不確定とはいえないなどの理由から、手形法6条1項・2項の適用はないから、算用数字で記載した金額100万円を本件手形金額とすべきものと解するのが相当であるとしました。ところが、**最高裁判所**（昭和61年7月10日）は、第一審である岐阜地方裁判所と同様100円とする判断をしました。

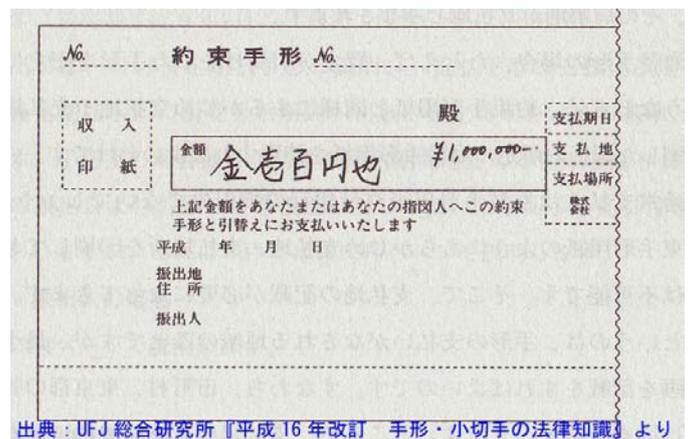
(4) 「経験則・一般常識」vs.手形法の規定？

要するに、壹百円という手形金額について、名古屋高等裁判所の判決が「経験則」や「一般常識」を基準として実質的判断を加えているのに対し、最高裁判所は手形法の規定に基づく形式的判断を加えているのです。ビジネスの世界で、しかも最高裁判所が100円という手形を認めるというのは信じられないことかも知れません。当時のマスコミも、センセーショナルな話題として取り上げていたそうです。しかし、最高裁判所の判断が必ずしも非常識ということはできません。名古屋高等裁判所がいうような「明らかな誤記と認められる場合」という判断は、非常に危険な判断の場合もあります。仮に、今回のように、ビジネスにおいて100円という手形金額は明らかに誤記としたら、どのよう金額であれば誤記ではなくなるのでしょうか。このように考えると、「明らかな誤記と認められる場合」などという基準は、かえって、不明確な基準となってしまう、危険なのです。

ビジネス社会においては常識では考えられないことが起こるからこそ、ビジネス法が大事なんですね。ビジネス法を学んで、しっかりとした法的な思考や法を意識した判断能力を身につけましょう。

参考文献

- 倉沢康一郎『手形判例の基礎』（日本評論社、1990年）
- 宮島司『やさしい手形法・小切手法 [第2版]』（法学書院、2006年）



出典：UFJ総合研究所『平成16年改訂 手形・小切手の法律知識』より

